

令和2年11月24日

回 答 書

案件名称：

広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続

大阪市経済戦略局

※「質問内容」については、質問書に記載されていた内容（文言）をそのまま記載しております。

質 問 内 容 1	
○大阪市負担と選定基準について 金 29,000 千円を上限に、全額またはその一部を設置等費用に充当できると理解しました。大阪市負担の有無や金額の多寡は、選定基準のどの項目でどのように評価されますか？	
	回 答 募集要項 7 (2) 選定基準中、「経済性」の「収支計画」の項目にて、「案内板設置等整備に係る事業性があり、効果的かつ経済的な提案金額となっているか」という観点で審査します。
質 問 内 容 2	
○納付金と選定基準について 納付が可能な場合には、納付金を提案できると理解しました。納付金の有無や金額の多寡は、選定基準のどの項目でどのように評価されますか？	
	回 答 上記質問内容 1 に対する回答と同様です。
質 問 内 容 3	
○総事業費と契約上限額について (募集要項 6(3)ア(エ)、募集要項 7(3)コ) 「総事業費が契約上限額を上回っている場合には、選定対象としないこととする」、「提案見積書に記載の額が、上記 2(4)の契約上限額を超えているもの」とありますが、大阪市負担額が 0 円の場合にも、これらの条項は適用されますか？	
	回 答 「総事業費」及び「提案見積書に記載の額」とは、様式 8 中【収入】の設置等費用のうち「大阪市負担額 (提案金額)」を指します。大阪市負担額を 0 円とする提案である場合は、提案金額が契約上限額を超えていないことから、募集要項 6 (3) ア (エ) 中「総事業費が契約上限額を上回っている場合には、選定対象としないこととする。」及び 7 (3) コが適用されることはありません。

質 問 内 容 4	
○大阪市負担と所有権について 大阪市負担額の多寡によらず、広告等付き観光案内板の所有権は、受注者に属するという理解で正しいですか？	
	回 答 大阪市負担額が0円とする提案である場合は、別紙2-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務に係る契約書」第36条第4項のとおりとなり、大阪市負担額が1円以上とする提案である場合は、別紙2-1「業務委託契約書（長期継続契約用）」第36条第7項のとおりとなります。
質 問 内 容 5	
○案内機能について（仕様書⑤案内機能） 「(前半省略)、デジタル盤面に広告物を掲載する場合に、その4分の1を超える割合で行政情報等を表示すること。」とありますが、割合とは、表示面積を指しますか？それとも表示時間を指しますか？	
	回 答 表示面積ではなく、表示時間の割合を指します。なお、デジタル盤面に広告物を掲載する場合は、広告物全体を行政情報と入れ替えて表示するようにしてください。
質 問 内 容 6	
○再委託について（募集要項3(5)） 大阪市負担額が0円の場合にも、これらの条項は適用されますか？	
	回 答 大阪市負担額が0円とする提案である場合は、募集要項3（5）ア、イは適用されます。詳細は、別紙2-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務に係る契約書」第16条のとおりとなります。
質 問 内 容 7	
○選定基準における「経済性」「収支計画」について 評価・採点の算定式（契約金額規模、収入金額規模）等パラメータ的なものがあれば公開いただくことは可能でしょうか。	
	回 答 選定基準については、募集要項7（2）に記載の審査内容以外は公開できません。

質 問 内 容 8	
○資産保有について 要項では設置及び運営の業務委託とありますが、設置後の資産保有（市への資産移転等）についてご回答いただきたい。	
	回 答 上記質問内容4に対する回答と同様です。
質 問 内 容 9	
○観光案内板の高機能化等について 要項の仕様内容に加え、高機能化等を想定した場合、貴市と協議の上、交通および歩行者に支障のない範囲で筐体のサイズを変更、または追加設置することは可能でしょうか。	
	回 答 筐体の大きさは、仕様書（別紙1-1又は1-2）5④に記載のとおりとしてください。ただし、道路管理者や交通管理者等との協議の結果変更となる場合があります。
質 問 内 容 10	
○プレゼンテーション審査について プレゼン審査時の指定様式の有無、提案書以外の別紙等説明用資料追加の可否についてご教示いただきたい。 また紙資料の準備、プロジェクター使用等プレゼンの方法についてあわせてご教示いただきたい。	
	回 答 プレゼンテーション審査の資料は募集要項6（3）アの提出書類のみを使用していただきます。追加資料やプロジェクターの使用は認めていません。 プレゼンテーション時の本市側（審査者を含む）の資料は先に提出いただいたものを使用しますので、当日に応募者側で準備する必要はありません。（応募者側の資料は応募者側でご用意をお願いします。）
質 問 内 容 11	
○設置物の期限について 年度をまたぐ等、貴市と協議の余地についてご教示いただきたい。	
	回 答 募集要項2（5）のとおり、設置期限は令和3年3月31日です。ただし、大阪市負担額が0円とする提案である場合は、設置期限について協議を行うことは可能ですが、その場合もできる限り早期の設置を目指していただきます。 加えて、下記質問内容13に対する回答もご参照ください。

質 問 内 容 12	
○仕様書（別紙1-1）5①費用負担について 「大阪城公園地区について、現在設置している案内板3基の撤去」は、図面をご提示頂いて、基礎等の完全撤去を想定しているとの理解でよいか？	
	回 答 その通りです。
質 問 内 容 13	
○仕様書（別紙1-1）5③設置について 「設置場所及び向きは、関係機関と協議の上、発注者が決定する」とあるが、当該協議が長引いたとしても設置期限（令和3年3月31日）の変更はないということか？	
	回 答 契約締結に至るまでの期間に当該協議が調う場合は、募集要項2（5）のとおりです。それ以上長引く場合は、設置期限について受注者と協議します。
質 問 内 容 14	
○仕様書（別紙1-1）5④案内板の構造等について 「非常用電源設備を案内板本体に格納」とあるが、必要なスペック（対応可能時間等）の想定はあるか？また、格納できない場合は、筐体の大きさの変更は可能か？	
	回 答 非常用電源設備の対応可能時間等の想定はありませんが、災害時等の停電時でも案内ができるものとしてください。筐体の大きさは、仕様書（別紙1-1又は1-2）5④に記載のとおりとし、その範囲内で格納してください。ただし、道路管理者や交通管理者等との協議の結果変更となる場合があります。
質 問 内 容 15	
○仕様書（別紙1-1）5⑥広告物の掲載について 「静止画の切替え間隔は15秒以上とする」とあるが、広告収支算出の前提として「5秒以上とする（設置済のサイネージ例に準じる）」ことは可能と考えてよいか？	
	回 答 仕様書（別紙1-1）5⑥に記載のとおり、静止画の切替え間隔を15秒以上としていただければ、広告収支については、実際に収入が可能でかつ最大となる単価等で算出していただいております。

質 問 内 容 16	
○仕様書（別紙1-1）5⑥広告物の掲載について 大阪城パークマネジメント株式会社と調整の結果、広告掲載が不可となった場合、契約についての見直しは可能と考えてよいか？	
	回 答 大阪城公園内については広告自体の掲載は可能です。一方で、掲載する広告の内容については調整が必要になりますが、この調整の結果を理由とした契約の変更は行いません。
質 問 内 容 17	
○募集要項2（7）設置等に関する費用について 別紙1-1）7その他について 受注者が試掘等を行い、受注者及び発注者の希望場所に設置ができないとなった場合、協議の上で業務の辞退は可能と考えてよいか？また、原状復帰は同等程度の仕上げでよいか？	
	回 答 受注者が試掘等を行い、受注者及び発注者の希望場所に設置ができないとなった場合、基本的に辞退はできませんが、契約条項に基づき、契約の変更や解除となる場合があります。原状復帰は試掘等以前と同等程度にしてください。
質 問 内 容 18	
○仕様書（別紙1-1）5①設置等に関する費用について 当該費用（維持管理等に必要な費用も含む）には、当然に事業者が確保する適正な収益も含まれるという理解でよいか？	
	回 答 設置等に関する費用及び維持管理等に関する費用には、一般管理費等も含むこととします。
質 問 内 容 19	
○仕様書（別紙1-1）5④案内板の構造等について それぞれ設置する筐体のデザインが異なることをよいと考えていいか？	
	回 答 仕様書（別紙1-1）5④に記載のとおり、筐体のデザインは、原則統一したものとします。ただし、大阪城公園地区については、公園内及び史跡の景観や風致に配慮する観点から、協議の結果、別のデザインとすることがあります。

質 問 内 容 20	
○仕様書（別紙1－1）5⑦維持管理及び緊急時の対応について 緊急時の定義とは何か？また24時間通年対応とは、コールセンターの設置と解釈してよいか？	
	回 答
	緊急時とは別紙1－1仕様書中5⑦のうち、案内板及びその周辺の清掃等、通常の維持管理を行う以外の場合を指します。 24時間通年対応とは、コールセンターの設置も可としますが、コールセンターの設置に限定はしません。24時間通年で電話連絡を取れる体制にあることを意味します。
質 問 内 容 21	
○仕様書（別紙1－1）6業務報告書の提出について 無線LANの運用状況とは、どのような内容を報告すればよいか？	
	回 答
	例えば、日別・時間帯別認証数等が考えられますが、詳細は、発注者と協議の上で決定します。